参　考　資　料

1　水質汚濁に係る環境基準

⑴ 環境基準とは

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は，環境基本法第16条の規定により，水質汚濁に係る環境上の条件について，人の健康を保護し，及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定されている。

この基準は，「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とに大別されている。前者は，健康維持の観点から全国の全ての公共用水域について一律に適用されるものであり，基準が設定されている項目（健康項目）は，カドミウム，全シアン，鉛，六価クロム，砒素，総水銀，アルキル水銀，ＰＣＢに加え，平成５年に15項目追加され，さらに平成11年２月に３項目，平成21年11月に1,4－ジオキサンが追加され，27項目となっている。後者は，複数の類型の中から各水域の利水目的に応じて達成維持されることが望ましい類型を指定することになっており，その対象項目（生活環境項目）は，水素イオン濃度（ｐＨ），生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ：河川に適用）又は化学的酸素要求量（ＣＯＤ：湖沼，海域に適用），溶存酸素量（ＤＯ），大腸菌群数，浮遊物質量（ＳＳ：河川，湖沼に適用）及びｎ－ヘキサン抽出物質（海域に適用），全窒素及び全燐（湖沼，海域に適用）である。

さらに，水生生物の保全に係る水質環境基準として，平成15年11月に全亜鉛，平成24年８月にノニルフェノール，平成25年３月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（ＬＡＳ），平成28年３月に底層溶存酸素量が設定された。

また，平成12年１月「ダイオキシン類対策特別措置法」の施行により，ダイオキシン類についても環境基準が定められた。

⑵ 設定の意義

環境基準は，単なる理想的なビジョンではなく，公共用水域の水質汚濁防止のために各般にわたり講ぜられる諸施策の共通の行政目標である。したがって，その基準の達成維持のために具体的な対策として，例えば排出規制の強化，下水道などの整備の促進，土地利用及び施設設置の適正化等，監視，測定等の体制の整備及び汚水処理技術開発等の促進などが実施されることになる。

⑶ 根拠法令

ア〔環境基本法〕（平成５年11月19日法律第91号）－抜粋－

第三節　環境基準

第16条　政府は，大気の汚染，水質の汚濁，土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について，それぞれ，人の健康を保護し，及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

２　前項の基準が，二以上の類型を設け，かつ，それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には，その地域又は水域の指定に関する事務は，次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ，当該各号に定める者が行うものとする。

一　二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの　政府

二　前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域　次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ，当該イ又はロに定める者

イ　騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの　その地域が属する市の長

ロ　イに掲げる地域以外の地域又は水域　その地域又は水域が属する都道府県の知事

3　第１項の基準については，常に適切な科学的判断が加えられ，必要な改定がなされなければならない。

4　政府は，この章に定める施策であって公害の防止に関係するものを総合的かつ有効適切に講ずることにより，第１項の基準が確保されるよう努めなければならない。

イ〔水質汚濁に係る環境基準について〕（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）－抜粋－

公害対策基本法第９条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第２条第３項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は，次のとおりとする。

第１　環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は，人の健康の保護および生活環境の保全に関し，それぞれ次のとおりとする。

1　人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は，全公共用水域につき，別表１の項目の欄に掲げる項目ごとに，同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2　生活環境の保全に関する環境基準

(1)　生活環境の保全に関する環境基準は，各公共用水域につき，別表２の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに，同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2)　水域類型の指定を行うに当たっては，次に掲げる事項によること。

ア　水質汚濁に係る公害が著しくなっており，又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ　当該水域における水質汚濁の状況，水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ　当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ　当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ　目標達成のための施策との関連に留意し，達成期間を設定すること。

カ　対象水域が，２以上の都道府県の区域に属する公共用水域（以下「県際水域」という。）の一部の水域であるときは，水域類型の指定は，当該県際水域に関し，関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

第２　公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため，公共用水域の水質の測定を行う場合には，次の事項に留意することとする。

(1)　測定方法は，別表１及び別表２の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

この場合においては，測定点の位置の選定，試料の採取及び操作等については，水域の利水目的との関連を考慮しつつ，最も適当と考えられる方法によるものとする。

(2)　測定の実施は，人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については，公共用水域の水量の如何を問わずに随時，生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については，公共用水域が通常の状態（河川にあっては低水量以上の流量がある場合，湖沼にあっては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。）の下にある場合に，それぞれ適宜行なうこととする。

(3)　測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には，水域の特性を考慮して，２ないし３地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第３　環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は，次のとおりとする。

１　人の健康の保護に関する環境基準

これについては，設定後直ちに達成され，維持されるように努めるものとする。

２　生活環境の保全に関する環境基準

これについては，各公共用水域ごとに，おおむね次の区分により，施策の推進とあいまちつつ，可及的速やかにその達成維持を図るものとする。

(1)　現に著しい人口集中，大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては，５年以内に達成することを目途とする。ただし，これらの水域のうち，水質汚濁が極めて著しいため，水質の改善のための施策を総合的に講じても，この期間内における達成が困難と考えられる水域については，当面，暫定的な改善目標値を適宜設定することにより，段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ，極力環境基準の速やかな達成を期することとする。

(2)　水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち，(1)の水域以外の水域については，設定後直ちに達成され，維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第４　環境基準の見直し

１　環境基準は，次により，適宜改訂することとする。

(1)　科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等

(2)　水質汚濁の状況，水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

(3)　水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域及び当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更

２　１の(3)に係る環境基準の改定は，第１の２の(2)に準じて行うものとする。

別表１　人の健康の保護に関する環境基準（27項目）

項　　目	基　準　値	測　定　方　法
カドミウム	０．００３mg/L以下	日本工業規格Ｋ0102(以下｢規格｣という。) 55.2，55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2及び38.2に定める方法，規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	０．０１mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	０．０５mg/L以下	規格65.2に定める方法（ただし，規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては，日本工業規格Ｋ0170－7の7のa)又はｂ)に定める操作を行うものとする。）
砒　　素	０．０１mg/L以下	規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
総水銀	０．０００５mg/L以下	付表１に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表２に掲げる方法
ＰＣＢ	検出されないこと。	付表３に掲げる方法
ジクロロメタン	０．０２mg/L以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	０．００２mg/L以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法
1,2－ジクロロエタン	０．００４mg/L以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1，5.2，5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1－ジクロロエチレン	０．１mg/L以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法
シス－1,2－ジクロロエチレン	０．０４mg/L以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1－トリクロロエタン	１ mg/L以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2－トリクロロエタン	０．００６mg/L以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	０．０１mg/L以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	０．０１mg/L以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法
1,3－ジクロロプロペン	０．００２mg/L以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1，5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	０．００６mg/L以下	付表４に掲げる方法
シマジン	０．００３mg/L以下	付表５の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	０．０２mg/L以下	付表５の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	０．０１mg/L以下	日本工業規格Ｋ0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	０．０１mg/L以下	規格67.2，67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	１０mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1，43.2.3，43.2.5又は43.2.6にに定める方法，亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	０．８mg/L以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては，これを省略することができる。)及び付表６に掲げる方法
ほう素	１ mg/L以下	規格47.1若しくは47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	０．０５mg/L以下	付表７に掲げる方法

備　考

１　基準値は年間平均値とする。ただし，全シアンに係る基準値については，最高値とする。

２　「検出されないこと」とは，測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表２において同じ。

３　海域については，ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

４　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は，規格43.2.1，43.2.3，43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

別表２　生活環境の保全に関する環境基準

１ 河 川

(2)　河川（湖沼を除く）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数
ＡＡ	水道１級 自然環境保全 及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
Ａ	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	－
Ｄ	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	－
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	－
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法

備　考

1　基準値は，日間平均値とする（湖沼，海域もこれに準ずる。）。

2　農業用利水点については，水素イオン濃度6.0以上7.5以下，溶存酸素量５mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

3　水質自動監視測定装置とは，当該項目について自動的に計測することができる装置であって，計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼，海域もこれに準ずる。）。

4　最確数による定量法とは，次のものをいう（湖沼，海域もこれに準ずる。）。

試料10mL，１mL，0.1mL，0.01mL ……のように連続した４段階（試料量が0.1mL以下の場合は１mLに希釈して用いる。）を５本ずつＢＧＬＢ醗酵管に移殖し，35～37℃，48±３時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし，各試料量における陽性管数を求め，これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際，試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように，また，最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお，試料採取後，直ちに試験ができないときは，冷蔵して数時間以内に試験する。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

２　水道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

３　水産　１級：ヤマメ，イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

〃　２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

〃　３級：コイ，フナ等，β－中腐水性水域の水産生物用

４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃　３級：特殊の浄水操作を行うもの

５　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ，サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち，生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物Ｂ	コイ，フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち，生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

（注）基準値は，年間平均値とする。

(2)　湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり，かつ，水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌群数
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
Ａ	水道２，３級 水産２級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
Ｂ	水産３級 工業用水１級 農業用水及びＣの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	－
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	－
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表９に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備考　水産１級，水産２級及び水産３級については，当分の間，浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
２　水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃　２,３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作，又は,前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３　水　産　１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
〃　２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及びに水産３級の水産生物用
〃　３級：コイ，フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃　２級：薬品注入等による高度の浄水操作，又は，特殊な浄水操作を行うもの
５　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道１，２，３級（特殊なものを除く） 水産１種，水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産２種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産３種，工業用水，農業用水，環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
測定方法		規格45.2，45.3，45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法
備考 １　基準値は，年間平均値とする。 ２　水域類型の指定は，湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし，全窒素の項目の基準値は，全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 ３　農業用水については，全燐の項目の基準値は適用しない。			

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２　水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは，臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
３　水　産　１種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
〃　２種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
〃　３種：コイ，フナ等の水産生物用
４　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ，サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち，生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物Ｂ	コイ，フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち，生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

（注）基準値は，年間平均値とする。

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息出来る場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き，水生生物が生息出来る場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き，水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息出来る場を保全・再生する水域，再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法

備考
1　基準値は日間平均値とする。
2　底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には，横型のバンドン採水器を用いる。

2　海域

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	n－ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	－	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	－	－
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表14に掲げる方法

備考1　水産1級のうち,生食用原料カキの養殖の利水点については，大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

2　アルカリ性法とは，次のものをいう。

試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10W/V%）1mLを加え,次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mLを正確に加えたのち，沸騰した水溶中に正確に20分放置する。その後，よう化カリウム溶液（10W/V%）1mLとアジ化ナトリウム溶液（4W/V%）1滴を加え，冷却後，硫酸（2+1）0.5mLを加えてよう素を遊離させて，それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い，同様に処理した空試験値を求め，次式によりCOD値を計算する。

$$COD\ (O_2 mg/L) = 0.08 \times [(b)-(a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000/50$$

（a）：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL）

（b）：蒸留水について行った空試験値（mL）

$fNa_2S_2O_3$：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水産1級：マダイ，ブリ，ワカメ等の水産生物用および水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ，ノリ等の水産生物用

3　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種，水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種，工業用水，生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法

備　考

1　基準値は，年間平均値とする。

2　水域類型の指定は，海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く，かつ，安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き，魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 / 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち，水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

（注）基準値は，年間平均値とする。

項目 / 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息出来る場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き，水生生物が生息出来る場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き，水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息出来る場を保全・再生する水域，再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法

備考
1　基準値は日間平均値とする。
2　底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には，横型のバンドン採水器を用いる。

2　県内公共用水域に係る環境基準の類型指定状況

（1）河　　川

ア　ＢＯＤ等に係る環境基準

水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点	類型指定年月日	備考
川内川上流	曽木の滝から上流	A	イ	曽木の滝上流 ※3	S 48. 4. 2	
川内川下流	鶴田ダムから河口まで	A	イ	中郷	S 46. 5.25	
				小倉	H 20. 3.28	(注20)
肝属川上流	河原田橋から上流	B	ハ	河原田橋	H 20. 3.28	(注21)
肝属川下流	河原田橋から河口まで	A	イ	第二有明橋	H 20. 3.28	(注22)
串良川	全域	A	ロ	串良橋	S 48.12. 7	
脇田川	全域	B	イ	南田橋 ※2	H 19. 3.30	(注10)
新川	全域	B	イ	第二鶴ヶ崎橋	H 19. 3.30	(注11)
甲突川	全域	A	イ	岩崎橋	H 7. 6. 5	(注２)
				河頭大橋 ※1	S 47. 6.19	
				松方橋	H 19. 3.30	(注３)
稲荷川上流	水車入口橋から上流	A	ロ	水車入口橋	S 47. 6.19	
稲荷川下流	水車入口橋から下流	B	イ	黒葛原橋	H 19. 3.30	(注12)
和田川	全域	B	イ	潮見橋	H 19. 3.30	(注13)
永田川	全域	B	ハ	新永田橋	S 49. 6.14	
米之津川	全域	A	イ	六月田橋	S 48. 6.29	
				米之津橋	H 7. 6. 5	(注４)
高尾野川	全域	A	イ	桜橋	H 8. 6. 5	(注５)
				出水橋	H 19. 3.30	(注14)
折口川	全域	A	イ	田島橋	H 19. 3.30	(注15)
高松川	全域	A	イ	浜田橋	S 50. 4.21	
五反田川上流	上水道取水口から上流	A	イ	上水道取水口	H 8. 6. 5	(注６)
五反田川下流	上水道取水口から下流	B	イ	五反田橋	S 50. 4.21	
八房川	全域	A	イ	川上橋	S 50. 4.21	
大里川	全域	A	イ	恵比須橋	H 19. 3.30	(注16)
神之川	全域	A	イ	大渡橋	H 19. 3.30	(注17)
万之瀬川上流	広瀬橋から上流	A	イ	両添橋	S 49. 7. 5	
万之瀬川下流	広瀬橋から下流	B	イ	花川橋	S 49. 7. 5	
				万之瀬橋	H 19. 3.30	(注18)
加世田川	全域	A	イ	田中橋	H 19. 3.30	(注７)
花渡川	全域	A	イ	上水道取水口	S 52. 6.17	
				第一花渡橋	H 19. 3.30	(注19)
思川	全域	A	ハ	青木水流橋	S 49. 6.14	
別府川	全域	A	イ	岩淵橋	S 49. 6.14	
網掛川	全域	A	イ	田中橋	S 49. 6.14	
天降川	全域	A	イ	新川橋	S 49. 6.14	
中津川	全域	A	イ	犬飼橋	S 49. 6.14	
検校川	全域	A	イ	検校橋	S 49. 6.14	
大淀川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	新割田橋	S 48. 6.29	
横市川上流	宮崎県境から上流	A	ロ	宝来橋	S 48. 6.29	
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	A	イ	中谷橋	S 48. 6.29	
本城川上流	内之野橋から500m下流から上流	AA	イ	内之野橋下流	H 8. 6. 5	(注８)
本城川下流	内之野橋から500m下流から下流	A	イ	中洲橋	S 50. 7. 1	
高須川	全域	A	イ	高須橋	S 50. 7. 1	
神ノ川	全域	A	イ	神ノ川橋	S 50. 7. 1	
雄川	全域	A	イ	雄川橋	S 50. 7. 1	
前川	全域	A	イ	権現橋	H 7. 6. 5	(注９)
安楽川	全域	A	ロ	安楽橋	S 48.12. 7	
田原川	全域	C	ロ	河口から300m上流	S 48.12. 7	
菱田川	全域	A	ロ	菱田橋	S 48.12. 7	

※1 平成13年度に「ひまわり橋」から変更した。　※2 平成19年度に「脇田井堰」から変更した。

※3 平成28年度に「曽木大橋」から変更した。

（注）１　達成期間の分類は次のとおり
「イ」は直ちに達成
「ロ」は５年以内で可及的速やかに達成
「ハ」は５年を超える期間で可及的速やかに達成
２　「甲突川上流」水域は，昭和47年6月15日該当類型「Ａ」達成期間「イ」の上流と該当類型「Ｂ」達成期間「ロ」の中流で類型指定が行われていたが，平成7年6月5日に改訂が行われた。
３　「甲突川下流」水域は，昭和47年6月19日該当類型「Ｄ」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが，昭和54年4月25日（「Ｃ」，「イ」）及び平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお，全域が同一の該当類型，達成期間となったことから，水域を統合した。
４　「米之津川」水域は，昭和48年6月29日該当類型「Ａ」達成期間「イ」の上流と該当類型「Ｃ」達成期間「ハ」の下流で類型指定が行われていたが，平成7年6月5日に改訂が行われた。
５　「高尾野川上流」水域は，昭和50年4月21日該当類型「Ｂ」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが，平成8年6月5日に改訂が行われた。
６　「五反田川上流」水域は，昭和50年4月21日該当類型「Ｂ」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが，平成8年6月5日に改訂が行われた。
７　「加世田川」水域は，昭和49年7月5日該当類型「Ｃ」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが，平成7年6月5日（「Ｂ」，「イ」）及び平成19年3月30日に改訂が行われた。
８　「本城川上流」水域は，昭和50年7月1日該当類型「Ａ」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが，平成8年6月5日に改訂が行われた。
９　「前川」水域は，昭和50年4月21日該当類型「Ｂ」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが，平成7年6月5日に改訂が行われた。
10　「脇田川」水域は，昭和47年6月19日該当類型「Ｃ」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが，平成19年3月30日に改訂が行われた。
11　「新川」水域は，昭和47年6月19日該当類型「Ｃ」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが，平成19年3月30日に改訂が行われた。
12　「稲荷川下流」水域は，昭和47年6月19日該当類型「Ｃ」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが，平成19年3月30日に改訂が行われた。
13　「和田川」水域は，昭和49年6月14日該当類型「Ｃ」達成期間「ハ」で類型指定が行われていたが，平成19年3月30日に改訂が行われた。
14　「高尾野川下流」水域は，昭和50年4月21日該当類型「Ｂ」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが，平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお，全域が同一の該当類型，達成期間となったことから，水域を統合した。
15　「折口川」水域は，昭和50年4月21日該当類型「Ｃ」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが，平成19年3月30日に改訂が行われた。
16　「大里川」水域は，昭和50年4月21日該当類型「Ｃ」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが，平成19年3月30日に改訂が行われた。
17　「神之川」水域は，昭和50年4月21日該当類型「Ｂ」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが，平成19年3月30日に改訂が行われた。
18　「万之瀬川下流」水域は，昭和49年7月5日該当類型「Ｃ」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが，平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお，中流及び下流が同一の該当類型，達成期間となったことから，水域を統合した。
19　「花渡川下流」水域は，昭和52年6月17日該当類型「Ｃ」達成期間「ハ」で類型指定が行われていたが，平成19年3月30日に改訂が行われた。
なお，全域が同一の該当類型，達成期間となったことから，水域を統合した。
20　「川内川下流」水域は，昭和46年5月25日該当類型「Ｂ」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが，平成20年3月28日に改訂が行われた。
なお，中流と同一の該当類型，達成期間となったことから，水域を統合した。
21　「肝属川上流」水域は，昭和48年12月7日該当類型「Ｃ」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが，平成20年3月28日に改訂が行われた。
22　「肝属川下流」水域は，昭和48年12月7日該当類型「Ｂ」達成期間「ロ」で類型指定が行われていたが，平成20年3月28日に改訂が行われた。

イ　水生生物の保全に係る環境基準

水域名	範囲	該当類型	達成期間	基準点	類型指定年月日
甲突川	全域	生物Ｂ	イ	岩崎橋 河頭大橋 松方橋	H22. 3.30
天降川	全域	生物Ｂ	イ	新川橋	H22. 3.30
高尾野川	全域	生物Ｂ	イ	桜橋，出水橋	H23. 3.29
折口川	全域	生物Ｂ	イ	田島橋	H23. 3.29
高松川	全域	生物Ｂ	イ	浜田橋	H23. 3.29
五反田川	全域	生物Ｂ	イ	上水道取水口 五反田橋	H23. 3.29
八房川	全域	生物Ｂ	イ	川上橋	H23. 3.29
大里川	全域	生物Ｂ	イ	恵比須橋	H23. 3.29
神之川	全域	生物Ｂ	イ	大渡橋	H23. 3.29

水　域　名	範　　　　　囲	該当類型	達成 期間	基 準 点	類 型 指 定 年　　月　　日
万之瀬川	全　　域	生物Ｂ	イ	両添橋 花川橋 万之瀬橋	H23. 3.29
加世田川	全　　域	生物Ｂ	イ	田中橋	H23. 3.29
花　渡　川	全　　域	生物Ｂ	イ	上水道取水口 第一花渡橋	H23. 3.29
思　　　川	全　　域	生物Ｂ	イ	青木水流橋	H23. 3.29
別　府　川	全　　域	生物Ｂ	イ	岩淵橋	H23. 3.29
網　掛　川	全　　域	生物Ｂ	イ	田中橋	H23. 3.29
中　津　川	全　　域	生物Ｂ	イ	犬飼橋	H23. 3.29
検　校　川	全　　域	生物Ｂ	イ	検校橋	H23. 3.29
安　楽　川	全　　域	生物Ｂ	イ	安楽橋	H23. 3.29
大淀川上流	宮崎県境から上流	生物Ｂ	イ	新割田橋	H24. 3.30
米之津川上流	平良川合流点から上流	生物Ａ	イ	広瀬橋	H24. 3.30
米之津川下流	平良川合流点から下流	生物Ｂ	イ	米之津橋	H24. 3.30
串　良　川	全　　域	生物Ｂ	イ	串良橋	H24. 3.30
本　城　川	全　　域	生物Ｂ	イ	内之野橋下流 中洲橋	H24. 3.30
高　須　川	全　　域	生物Ｂ	イ	高須橋	H24. 3.30
神　ノ　川	全　　域	生物Ｂ	イ	神ノ川橋	H24. 3.30
雄　　　川	全　　域	生物Ｂ	イ	雄川橋	H24. 3.30
田　原　川	全　　域	生物Ｂ	イ	河口から300m	H24. 3.30
菱　田　川	全　　域	生物Ｂ	イ	菱田橋	H24. 3.30
前　　　川	全　　域	生物Ｂ	イ	権現橋	H24. 3.30
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	生物Ｂ	イ	中谷橋	H24. 3.30
横市川上流	宮崎県境から上流	生物Ｂ	イ	宝来橋	H24. 3.30
稲　荷　川	全　　域	生物Ｂ	イ	水車入口橋 黒葛原橋	H24. 3.30
新　　　川	全　　域	生物Ｂ	イ	第二鶴ヶ崎橋	H24. 3.30
永　田　川	全　　域	生物Ｂ	イ	新永田橋	H24. 3.30
脇　田　川	全　　域	生物Ｂ	イ	南田橋	H24. 3.30
和　田　川	全　　域	生物Ｂ	イ	潮見橋	H24. 3.30
川　内　川	全　　域	生物Ｂ	イ	曽木の滝上流 中郷，小倉	H24. 3.30
肝　属　川	全　　域	生物Ｂ	イ	河原田橋 第二有明橋	H24. 3.30

（２）湖　　沼

　　ア　ＣＯＤ等に係る環境基準

水　域　名	範　　　　　囲	該当類型	達成 期間	基　準　点	類 型 指 定 年　　月　　日
池　　田　　湖	全　　域	Ａ	イ	基準点１～３	Ｓ 52. 6.17
鶴田ダム貯水池	曽木の滝から鶴田ダムまで	Ａ	イ	基準点１～３	Ｓ 56. 1.26
鰻　　　　　池	全　　域	Ａ	イ	基準点	Ｓ 57.11. 1
高隈ダム貯水池	全　　域	Ａ	イ	基準点１，２	Ｈ　9. 6.25

イ　全窒素及び全燐に係る環境基準

水　域　名	範　　　　囲	該当類型	達成期間	基　準　点	類 型 指 定 年　月　日
池　　田　　湖	全　　域	Ⅱ	ロ	基準点１～３	S 60. 6. 7
鶴田ダム貯水池	曽木の滝から鶴田ダムまで	Ⅳ	イ	基準点１～３	S 61.12.10
鰻　　　　　池	全　　域	Ⅱ	イ	基準点	S 62. 6.10
高隈ダム貯水池	全　　域	Ⅲ	イ	基準点１，２	H 9. 6.25

※ 全窒素については当分の間適用しない。

ウ　水生生物の保全に係る環境基準

水　域　名	範　　　　囲	該当類型	達成期間	基　準　点	類 型 指 定 年　月　日
池　　田　　湖	全　　域	生物Ｂ	イ	基準点１～３	H 22. 3.30
鰻　　　　　池	全　　域	生物Ｂ	イ	基準点	H 22. 3.30
鶴田ダム貯水池	全　　域	生物Ｂ	イ	基準点１～３	H 24. 3.30
高隈ダム貯水池	全　　域	生物Ｂ	イ	基準点１～２	H 24. 3.30

（3）海　　域

ア　ＣＯＤ等に係る環境基準

水 域 名		範　　　囲		該当類型	達成期間	基準点	類型指定年 月 日	備考
鹿　児　島　湾	(1)	(全域から下記を除く海域)	※１	A	イ	基準点１～17	S 50. 7. 1	
〃	(2)	(鹿児島港本港区)	※２	B	イ	本港区中央	H 7. 6. 5	(注１)
〃	(3)	(　〃　南港区)	※３	B	イ	南港区中央	S 50. 7. 1	
〃	(4)	(　〃　木材港区)	※４	B	イ	木材港区中央	〃	
〃	(5)	(　〃　谷山一区)	※５	B	イ	谷山一区中央	〃	
〃	(6)	(　〃　谷山二区)	※６	B	イ	基準点１，２	〃	
〃	(7)	(山川港)	※７	B	イ	山川港中央	〃	
八代海南部海域	(1)	(米之津港)	※８	B	イ	基準点１	S 51. 8. 9	
〃	(2)	(米之津川河口海域)	※９	A	ハ	基準点２	〃	
〃	(3)	(全域から上記を除く海域)	※10	A	イ	基準点３～７	〃	
大隅半島東部海域	(1)	(志布志港)	※11	B	イ	基準点１	S 51. 8. 9	
〃	(2)	(菱田川河口海域)	※12	A	ロ	基準点２	〃	
〃	(3)	(肝属川河口海域)	※13	A	ロ	基準点３	〃	
〃	(4)	(全域から上記を除く海域)	※14	A	イ	基準点4～6,8～11	〃	
薩摩半島南部海域		(全　　域)	※15	A	イ	基準点１～３	S 52. 6.17	
薩摩半島西部海域	(1)	(阿久根港)	※16	B	イ	基準点１，２	S 53. 9. 1	
〃	(2)	(万之瀬川河口海域)	※17	A	ロ	基準点１	〃	
〃	(3)	(全域から上記及び下記を除く海域)	※18	A	イ	基準点１～４	〃	
〃	(4)	(川内港)	※19	B	イ	基準点１	S 57. 2.10	
〃	(5)	(串木野港)	※20	B	イ	基準点１	〃	
西 之 表 港 海 域		(全　　域)	※21	A	イ	基準点１，２	S 53. 9. 1	
名　瀬　港　海　域	(1)	(新川河口海域)	※22	B	イ	基準点１	S 52. 6.17	
〃	(2)	(全域から上記を除く海域)	※23	A	イ	基準点２，３	〃	
奄美大島本島海域		(全　　域)	※24	A	イ	基準点１～４	S 57. 2.10	

イ　全窒素及び全燐に係る環境基準

水 域 名	範　　　囲		該当類型	達成期間	基　準　点	類型指定年 月 日
鹿　児　島　湾	全　　域	※25	Ⅱ	イ	基準点１～16，監視点イ～ヌ	H 8. 6. 5
八代海南部海域	全　　域	※26	Ⅰ	イ	基準点２～６，監視点イ，ロ	H 11. 5.14

（注）１　鹿児島湾(2)は，昭和50年7月1日該当類型「Ｂ」達成期間「イ」で類型指定が行われていたが，平成7年6月5日に水域の範囲の変更が行われた。

２　海域の範囲で（　）書きで示したものは慣用名

詳しくは次のとおり

※１　指宿市開聞崎と南大隅町佐多岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって，※２から※７までの水域に係る部分を除いたもの。

※２　稲荷川河口右岸と鹿児島港本港区浜町防波堤北端を結ぶ線，同防波堤，同防波堤南端と東防波堤（北側部分）北端を結ぶ線，同防波堤，同防波堤南端と東防波堤（南側部分)北端を結ぶ線，同防波堤，同防波堤南端と南防波堤北端を結ぶ線，同防波堤，同防波堤南端と新港区北防波堤先端を結ぶ線，同防波堤及び陸岸により囲まれた海域

※３　鹿児島港南港区防波堤，同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線，南防波堤及び陸岸により囲まれた海域

※４　鹿児島港木材港区防波堤，同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線，南防波堤及び陸岸により囲まれた海域

※５　鹿児島港谷山一区北防波堤，同防波堤先端と南防波堤先端を結ぶ線，南防波堤，同防波堤基部と谷山防波堤先端を結ぶ線，谷山防波堤及び陸岸により囲まれた海域

※６　鹿児島港谷山一区谷山防波堤，同防波堤先端と谷山一区南防波堤基部を結ぶ線，谷山一区南防波堤基部を基点として77度30分350メートルの地点を結ぶ線，同地点から187度30分460メートル地点を結ぶ線，同地点から97度30分300メートルの地点を結ぶ線，同地点から187度30分1,435メートル地点を結ぶ線，同地点の谷山二区南防波堤基部を基点として7度30分50メートルの地点を結ぶ線，同地点から187度30分1,300メートルの地点を結ぶ線，同地点から277度30分1,600メートルの地点を結ぶ線，同地点から332度30分480メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

※７　指宿市番所鼻先端と同点を基点として40度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域

※８　北緯32度7分46秒，東経130度20分27秒の地点（米之津港内防波堤先端から221度56メート

ルの地点）を基点として，同地点から318度90メートルの地点を結ぶ線，同地点から336度30分20メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から355度30分100メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から48度50メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から16度130メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から37度180メートル地点を結ぶ線，同地点と同地点から82度30分380メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から108度30分170メートルの地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域

※９　北緯32度7分14秒，東経130度19分27秒の地点と，北緯32度7分50秒，東経130度19分14秒の地点を結ぶ線，同地点と北緯32度8分10秒，東経130度20分28秒の地点を結ぶ線，同地点と北緯32度7分48秒，東経130度20分37秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって，※８の水域に係る部分を除いたもの。

※10　阿久根市大字脇本字梶石10,791番4（黒之瀬戸大橋阿久根市側橋台取付部）と出水郡長島町大字山門野字魚待4092番3（黒之瀬戸大橋長島町側橋台取付部）を結ぶ線及び出水郡長島町城川内字長崎原1726番の2（長崎鼻燈台）の地点から西へ向かう線の北部の本県陸岸の地先海域であって，※８及び※９の水域に係る部分を除いたもの

※11　北緯31度28分23秒，東経131度6分44秒の地点（志布志湾東防波堤基部）を基点とし，同地点から169度50メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から198度30分450メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から208度30分430メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から94度30分100メートルの地点を結ぶ線,同地点と同地点から203度500メートルの地点を結ぶ線,同地点と同地点から331度580メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から312度520メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から37度30分960メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

※12　北緯31度26分32秒，東経131度3分23秒の地点と北緯31度26分17秒，東経131度3分38秒の地点を結ぶ線，同地点と北緯31度25分50秒，東経131度3分10秒の地点を結ぶ線，同地点と北緯31度26分6秒，東経131度2分53秒の地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域

※13　北緯31度22分25秒，東経131度0分51秒の地点と北緯31度21分8秒，東経131度1分58秒の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

※14　肝属郡南大隅町佐多岬から宮崎県境に至る本県陸岸の地先海域であって，※11から※13までの水域に係る部分を除いたもの

※15　指宿市開聞崎（指宿市開聞十町字南平脇境6,778番）の地点と肝属郡南大隅町佐多岬を結ぶ線の南の海域，同地点から南さつま市野間岬（南さつま市笠沙町片浦字15,939番）に至る地点までの陸岸の地先海域及び同地点から西へ向かう線の南の海域

※16　北緯32度1分5秒，東経130度11分24秒の地点（阿久根本港西防波堤基部）を基点とし，同基点から333度30分30メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から329度30分60メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から341度30分160メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から20度30分50メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から28度290メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から67度150メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から28度30分150メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から100度140メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

※17　北緯31度26分28秒，東経130度16分58秒の地点と北緯31度26分41秒，東経130度16分33秒の地点を結ぶ線，同地点と北緯31度27分36秒，東経130度17分13秒の地点を結ぶ線,同地点と北緯31度27分24秒，東経130度17分37秒の地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域

※18　出水郡長島町城川内字長崎原1,726番2（長崎鼻燈台）の地点から西へ向かう線と出水郡長島町大字山門野魚待4,092番3（黒之瀬戸大橋東町側橋台取付部）と阿久根市大字脇本梶石10,791番4（黒之瀬戸大橋阿久根市側橋台取付部)を結ぶ線及び南さつま市笠沙町片浦字白瀬平15,939番（南さつま市野間岬）の地点から西へ向かう線で囲まれた陸岸の地先海域であって，※16，※17，※19及び※20の水域に係る部分を除いたもの

※19　薩摩川内市唐山三角点（北緯31度51分43秒，東経130度12分5秒）から163度1,825メートルの地点（川内川導流堤基部）を基点として，同基点から297度930メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から289度30分1,410メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から27度320メートルの地点を結ぶ，同地点と同地点から37度220メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から21度30分1,155メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から74度880メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

※20　いちき串木野市愛宕三角点（北緯31度43分52秒，東経130度15分22秒)から175度30分2,625メートルの地点（串木野漁港Ａ防波堤基部）を基点とし，同地点から294度465メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から332度1,275メートルの地点を結ぶ線，同地点と同地点から335度30分1,695メートルの地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

※21　西之表港西防波堤基点（北緯30度43分31秒，東経130度59分22秒）を中心とする半径1,000メートルの円弧（箱崎から右まわりに洲の崎に至る部分に限る。）及び陸岸により囲まれた海域

※22　北緯28度23分7秒，東経129度29分48秒（名瀬港第１防波堤燈台）を基点として,120度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域

※23　奄美市赤崎先端の地点を基点として，90度の線が陸岸と交わる点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって，※22の水域に係る部分を除いたもの

※24　奄美大島本島の海地先域であって，※22及び※23に係る部分を除いたもの

※25　全窒素・全燐に係る環境基準の類型指定に関する該当水域は，肝属郡南大隅町立目崎と指宿市長崎鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域全域である。

※26　全窒素・全燐に係る環境基準の類型指定に関する該当水域は，熊本県宇城市と上天草市を結ぶ天門橋，同市大矢野橋，中の橋，前島橋，松島橋，天草市瀬戸大橋，天草下島と同市下須島を結ぶ通天橋，同市下須島南東端と鹿児島県出水郡長島町小浜埼を結ぶ線，同町と阿久根市を結ぶ黒之瀬戸大橋及び陸岸により囲まれた海域のうち，本県の区域に属する海域である。

（参考）　公共用水域の人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値（２６項目）

（平成21年11月30日付け環境省水・大気環境局長通知）

項　　目　　名	指　　針　　値
クロロホルム	0.06　mg/L以下
トランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04　mg/L以下
１，２－ジクロロプロパン	0.06　mg/L以下
ｐ－ジクロロベンゼン	0.2　 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下
フェニトロチオン（ＭＥＰ）	0.003 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04　mg/L以下
オキシン銅	0.04　mg/L以下
クロロタロニル（ＴＰＮ）	0.05　mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下
ＥＰＮ	0.006 mg/L以下
ジクロルボス（ＤＤＶＰ）	0.008 mg/L以下
フェノブカルブ（ＢＰＭＣ）	0.03　mg/L以下
イプロベンホス（ＩＢＰ）	0.008 mg/L以下
クロルニトロフェン	—
トルエン	0.6　 mg/L以下
キシレン	0.4　 mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06　mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07　mg/L以下
アンチモン	0.02　mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
全マンガン	0.2　 mg/L以下
ウラン	0.002 mg/L以下

水生生物の保全に係る要監視項目

水域	類型	指　針　値					
		クロロホルム	フェノール	ホルム アルデヒド	4-t-オクチル フェノール	アニリン	2,4-ジクロロ フェノール
淡水域（河川及び湖沼）	生物Ａ	0.7　mg/L以下	0.05mg/L以下	1　 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03 mg/L以下
	生物特Ａ	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	1　 mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.02mg/L以下	0.003mg/L以下
	生物Ｂ	3　　mg/L以下	0.08mg/L以下	1　 mg/L以下	0.004 mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03 mg/L以下
	生物特Ｂ	3　　mg/L以下	0.01mg/L以下	1　 mg/L以下	0.003 mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02 mg/L以下
海域	生物Ａ	0.8　mg/L以下	2　 mg/L以下	0.3 mg/L以下	0.0009mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.02 mg/L以下
	生物特Ａ	0.8　mg/L以下	0.2 mg/L以下	0.03mg/L以下	0.0004mg/L以下	0.1 mg/L以下	0.01 mg/L以下

注１　生物Ａ・・・[河川及び湖沼]イワナ，サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
　　　　　　　　　[海　　　域]水生生物の生息する水域
　　　生物特Ａ・・[河川及び湖沼]生物Ａの水域のうち，生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
　　　　　　　　　[海　　　域]生物Ａの水域のうち，水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

注２　生物Ｂ・・・[河川及び湖沼]コイ，フナ等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
　　　生物特Ｂ・・[河川及び湖沼]生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち，生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

３　地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成９年３月13日
環境庁告示第10号
（平成10年４月24日環境庁告示第23号一部改正）
（平成11年２月22日環境庁告示第16号一部改正）
（平成20年４月１日環境省告示第41号一部改正）
（平成21年11月30日環境省告示第79号一部改正）
（平成23年10月27日環境省告示第95号一部改正）
（平成24年５月23日環境省告示第85号一部改正）
（平成26年３月20日環境省告示第40号一部改正）
（平成26年11月17日環境省告示第127号一部改正）
（平成28年３月29日環境省告示第31号一部改正）

環境基本法（平成５年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち，地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第１項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間等は，次のとおりとする。

第１　環境基準

環境基準は，すべての地下水につき，別表の項目の欄に掲げる項目ごとに，同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第２　地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため，地下水の水質の測定を行う場合には，次の事項に留意することとする。

(1)　測定方法は，別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。

(2)　測定の実施は，別表の項目の欄に掲げる項目ごとに，地下水の流動状況等を勘案して，当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第３　環境基準の達成期間

環境基準は，設定後直ちに達成され，維持されるように努めるものとする（ただし，汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）。

第４　環境基準の見直し

環境基準は，次により，適宜改定することとする。

(1)　科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等

(2)　水質汚濁の状況，水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表

項　　目	基　準　値	測　定　方　法
カドミウム	０.００３mg/L以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2，55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法，規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	０.０１mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	０.０５mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法（ただし，規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては，規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒　素	０.０１mg/L以下	規格K0102の61.2又は61.3又は61.4に定める方法
総水銀	０.０００５mg/L以下	昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁防止に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表１に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表２に掲げる方法
ＰＣＢ	検出されないこと	公共用水域告示付表３に掲げる方法
ジクロロメタン	０.０２mg/L以下	規格K0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	０.００２mg/L以下	規格K0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン	０.００２mg/L以下	付表に掲げる方法
1,2－ジクロロエタン	０.００４mg/L以下	規格K0125の5.1，5.2，5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1－ジクロロエチレン	０.１mg/L以下	規格K0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法
1,2－ジクロロエチレン	０.０４mg/L以下	シス体にあっては規格K0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法，トランス体にあっては，規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1－トリクロロエタン	１ mg/L以下	規格K0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2－トリクロロエタン	０.００６mg/L以下	規格K0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	０.０１mg/L以下	規格K0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	０.０１mg/L以下	規格K0125の5.1，5.2，5.3.1，5.4.1又は5.5に定める方法
1,3－ジクロロプロペン	０.００２mg/L以下	規格K0125の5.1，5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	０.００６mg/L以下	公共用水域告示付表４に掲げる方法
シマジン	０.００３mg/L以下	公共用水域告示付表５の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	０.０２mg/L以下	公共用水域告示付表５の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	０.０１mg/L以下	規格K0125の5.1，5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	０.０１mg/L以下	規格K0102の67.2，67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	１０mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1，43.2.3，43.2.5又は43.2.6に定める方法，亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	０.８mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては，これを省略することができる。)及び公共用水域付表６に掲げる方法
ほう素	１ mg/L以下	規格K0102の47.1，47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	０.０５mg/L以下	公共用水域告示付表７に掲げる方法

備　考

１　基準値は年間平均値とする。ただし，全シアンに係る基準値については，最高値とする。

２　「検出されないこと」とは，測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において，その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

３　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は，規格K0102の43.2.1，43.2.3，43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

４　1,2－ジクロロエチレンの濃度は，規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1，5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

（参考）

地下水の人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値（２４項目）

（平成21年11月30日付け環境省水・大気環境局長通知）

項　　目　　名	指　　針　　値
クロロホルム	０．０６　　mg/L以下
１，２－ジクロロプロパン	０．０６　　mg/L以下
ｐ－ジクロロベンゼン	０．２　　mg/L以下
イソキサチオン	０．００８　mg/L以下
ダイアジノン	０．００５　mg/L以下
フェニトロチオン　（ＭＥＰ）	０．００３　mg/L以下
イソプロチオラン	０．０４　　mg/L以下
オキシン銅（有機銅）	０．０４　　mg/L以下
クロロタロニル　（ＴＰＮ）	０．０５　　mg/L以下
プロピザミド	０．００８　mg/L以下
ＥＰＮ	０．００６　mg/L以下
ジクロルボス　（ＤＤＶＰ）	０．００８　mg/L以下
フェノブカルブ　（ＢＰＭＣ）	０．０３　　mg/L以下
イプロベンホス　（ＩＢＰ）	０．００８　mg/L以下
クロルニトロフェン（ＣＮＰ）	—
トルエン	０．６　　mg/L以下
キシレン	０．４　　mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	０．０６　　mg/L以下
ニッケル	—
モリブデン	０．０７　　mg/L以下
アンチモン	０．０２　　mg/L以下
エピクロロヒドリン	０．０００４mg/L以下
全マンガン	０．２　　mg/L以下
ウラン	０．００２　mg/L以下

4　ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準等

1　耐容一日摂取量（TDI）… 人が生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日体重1kg当たりの摂取量。

４pg-TEQ/体重kg/日　（現在の日本人の平均的な摂取量は１．５pg-TEQ/kg/日程度）

2　環境基準等

（１）　大気　年平均値　０．６pg-TEQ/m³以下
（２）　水質　年平均値　１pg-TEQ/L以下
（３）　底質　１５０pg-TEQ/g以下
（４）　土壌　１０００pg-TEQ/g以下

※土壌汚染の進行防止等の観点からモニタリングや調査を行う基準としての調査指標値を250pg-TEQ/gに設定。また，汚染土壌の対策要件は，一般国民の居住・活動の場について1000pg-TEQ/gを採用。

3　排出基準（排出水－特定施設及び排出基準値）

（単位：pg-TEQ/L）

特　定　施　設　種　類	排出基準
・硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設，廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設，廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設，乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設，還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設，還元誘導体洗浄施設，ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉，溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって，集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設，廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設，精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉（火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設，湿式集じん施設，汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類（CFC及びHCFC）の破壊（プラズマ反応法，廃棄物混焼法，液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設，廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	１０

※廃棄物の最終処分場の放流水に関する基準は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理基準を定める命令により10pg-TEQ/L。

５　水質測定結果の評価方法

(1)　公共用水域（環境基準達成維持の評価方法）

ア　ＢＯＤ又はＣＯＤ（昭和52年７月１日 環水管第52号）

（ア）環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合性の判断

ある環境基準点における年間の水質測定結果から測定日ごとに日間平均値※１）を算出し，その日間平均値が当該水域に設定された環境基準値を満足した日数が全測定日数の７５％以上であったときに，当該環境基準点は環境基準を達成維持していると判断する。なお，環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は75%値※２）を用いるものとする。

※１）日間平均値

同一の測定地点で２回／日以上の測定を行った場合の当該日の平均値のこと。ただし，１回／日の測定しか行わない場合は，その測定値をもって日間平均値とする。なお，同一の測定地点で同一時刻に２層（水深）以上で測定した場合には，全層（水深）の測定時刻ごとの平均値を算出したうえで日間平均値を求める。

※２）75%値

ｎ個の日間平均値をその値の小さいものから順に並べた時の0.75×ｎ（0.75×ｎが小数をもつ場合は，これを切り上げた整数）番目の値。

（イ）複数の環境基準点を持つ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性の判断

これについては，当該環境基準類型あてはめ水域内の全ての環境基準点が上記（ア）に基づく方法により環境基準を達成維持していた場合に，当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ　全窒素及び全燐（昭和58年１月28日 環水管第10号）

（ア）環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合性の判断

ある環境基準点における年間の水質測定結果から，表層における年間平均値を算出し，その年間平均値が当該水域に設定された環境基準値を満足したときに，当該環境基準点は環境基準を達成維持していると判断する。

（イ）複数の環境基準点を持つ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性の判断

ａ　湖沼

これについては，当該環境基準類型あてはめ水域内の全ての環境基準点が上記（ア）に基づく方法により環境基準を達成維持した場合に，当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

ｂ　海域（平成７年２月28日，環水管第33号，水質管理課長通知）

当該水域内の各基準点における表層の年間平均値を当該水域内の全ての基準点について平均した値により行うものとする。

(2)　地下水

年間平均値を地下水の水質汚濁に係る環境基準に照らし判断する。

6　用語解説

ｐＨ （ピー・エイチ） （水素イオン濃度指数）	水溶液の酸性,アルカリ性の度合いを表す指標であり,ｐＨが７のときに中性，７を超えるとアルカリ性，７未満では酸性を示す。
ＤＯ （ディー・オー） （溶存酸素量）	「Dissolved Oxygen」の略語で水中に溶けている酸素のことで水質の汚濁状況を表す指標として用いられる。きれいな水ほど酸素は多く含まれ，ＤＯは高くなるが水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると，好気的微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費されるため，ＤＯは低下する。
ＢＯＤ （ビー・オー・ディー） （生物化学的酸素要求量）	「Biochemical Oxygen Demand」の略語で，河川における水質汚濁の代表的な指標である。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で表され，値が大きいほど水が汚れていることを示す。
ＣＯＤ （シー・オー・ディー） （化学的酸素要求量）	「Chemical Oxygen Demand」の略語で，湖沼や海域における水質汚濁の代表的な指標である。水中の有機物が酸化剤により化学的に分解されるときに消費される酸素の量であって，値が大きいほど水が汚れていることを示す。
ＳＳ （エス・エス） （浮遊物質量）	「Suspended Solid」の略語で，水質汚濁の代表的な指標である。水中に浮遊または懸濁している直径2mm以下の粒子状物質の重さを表し，この値が大きいほど水が汚れていることになる。
75％値	環境基準の達成状況は，ＢＯＤ又はＣＯＤの測定データの75%以上が基準値を満足することをもって環境基準に適合していると判断することとされている。年間12個の測定データが得られた場合，低い方から９番目の値が75%値になる。
類型指定	公共用水域の水質汚濁防止のために，水域の水質状況や将来の利水目的などを勘案して地域別や水域別に環境基準の類型を当てはめることを「類型指定」という。
水質汚濁防止法	工場排水の規制や生活排水対策などにより公共用水域（河川，湖沼，海域）や地下水の水質の汚濁を防止することを目的とした法律で，昭和46年から施行されている。